［略］	［略］	［略］
		施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十五条　［略］

［略］	［略］	［略］
		第百十四条の四十二第二項第三号　三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類
［略］	［略］	［略］
		三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く）　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類 三の二　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十五条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
		［項を加える。］
［同上］	［同上］	［同上］